

(別紙)

(仮称) 稲子峠ウィンドファームに係る環境影響評価準備書に対する  
福島県知事の意見について

## 1 総括的事項

- (1) 本事業は、宮城県七ヶ宿町の山頂周辺に、大規模な風力発電所を設置するものであることから、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）で検討した環境保全措置及び最新の環境対策や施工方法、防災対策等を講じ、事業の実施による環境への影響低減を図ること。
- (2) 環境影響評価図書は、縦覧により一般に公開されることから、平易な表現や図の活用により、わかりやすい内容となるよう工夫するとともに、縦覧期間終了後もインターネット等での閲覧を可能にする等、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (3) 「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、2022年4月改訂、以下「ガイドライン」という。）等を踏まえ、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の手續段階や評価書手続きの終了後においても、周辺住民等の求めに応じて説明会を開催する等、意見や要望に対して誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
- (4) 対象事業実施区域周辺で計画される事業の環境影響評価等を目的として、本事業に係る情報を求められた場合、必要に応じて提供すること。
- (5) 長期に亘って発電施設を稼働させることから、耐用年数等を踏まえ、事業内容が健全に持続可能なものとなるように事業計画の検討と運営を行うこと。  
また、風力発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用を算出し、廃棄費用の計画的な積立て等を行うこと。
- (6) 環境影響評価の段階では予測し得なかった環境影響等が生じた場合は、速やかに原因究明を行い、適切な環境保全措置を講じること。  
特に、対象事業実施区域の西で大規模な風力発電所が建設中であることから、本事業により累積影響が生じることを踏まえ、評価書での事業計画を決定すること。
- (7) 評価書で示される事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえた環境保全措置を講じるとともに、事後調査結果と環境保全措置の内容を適切に公表すること。  
また、事後調査結果の分析及び環境保全措置は、必要に応じて専門家等の意見を踏まえること。

## 2 大気環境について

風力発電機等を相馬港から対象事業実施区域まで輸送する計画であり、建設機械や輸送車両から発生する窒素酸化物及び粉じん等が、運搬道路周辺住宅の生活環境の保全に支障を及ぼさないよう、環境保全措置を徹底すること。

## 3 騒音・振動について

騒音及び低周波音の感じ方には個人差があり、住宅等の立地環境や住民の居住環境も異なることから、風力発電所供用後の騒音影響について事後調査を実施すること。

なお、事後調査では、騒音レベルと騒音の周波数特性について環境影響調査結果との比較に加え、影響が想定される住民へのヒアリングを行い、環境影響の低減が図られているかを調査すること。

また、風力発電所の供用により周辺住民の生活環境に影響が及ぶことが判明した場合は速やかに調査を行い、必要に応じて、運転制限及び住居の防音化等の環境保全措置を講じること。

## 4 水環境について

(1) 設置する沈砂池は、近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に濁水流出防止が可能な規模とすること。

(2) 沈砂池からの放流水の下流域への環境影響を低減する措置について評価書で詳細に示すこと。

また、洗堀防止に係る「ふとんかご」及び「じゃかご」等の設備の詳細な構造と技術資料も併せて記載すること。

(3) 対象事業実施区域の南東の叶堂川の下流は、福島市水道水源保護条例に規定される水道水源保護地域に指定されており、福島市の重要な水源である摺上川ダムへの流入河川であることから、当該河川が摺上川ダムに流入する地点等で水質に係る環境影響調査を行い、その結果を評価書に記載すること。

また、併せて叶堂川の集水域を明らかにし、評価書に記載すること。

(4) 施設供用後に、摺上川ダムに流入する河川において水の濁りに係る事後調査を行い、著しい影響が確認される場合は追加の環境保全措置を講じること。

なお、事後調査報告には、排水設備等に係る維持管理状況も併せて記載すること。

## 5 地形・地盤について

対象事業実施区域の南方に位置する摺上川は、福島市の重要な水源である摺上川ダムへの流入河川であることから、排水による地盤の不安定化及び濁水の発生を防止するため、雨水排水設備等の排水先は、現地での土壌浸透試験等の結果を踏まえて検討すること。

## 6 風力発電機の影について

シャドーフリッカー（回転する風力発電機の影）の感じ方には個人差があることから、風力発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、必要に応じて、住宅に遮光カーテン等の設置及び運転制限の設定等の追加の環境保全措置を検討すること。

## 7 動植物・生態系について

(1) 事業の実施に当たり、環境影響評価の段階で把握していなかった希少な動植物が生育・生息している、又はその可能性が認められた場合には、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いであうえで、当該動植物への影響を回避するとともに、適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないよう施工計画を検討すること。

なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう在来植物種の採用を優先して検討すること。

(3) 導入する風力発電機は、コウモリ類の衝突事故の抑制に効果がある機能（低風速時の回転を抑制するフェザリングやカットイン風速を変更できる等）を有し、遠隔操作可能な機種を選定するとしているが、さらなる鳥類やコウモリ類の衝突事故の抑制のため、超音波発生装置の設置や、鳥類が認識する効果のある塗装（目玉模様等）を風力発電機に施す等の措置を講ずること。

また、風力発電機周辺には植物の繁茂を抑制する措置（砂利の敷設等）を講じ、鳥類やコウモリ類の餌となる生物の生息地となることを抑制すること。

## 8 景観・人と自然との触れあいの活動の場について

環境影響評価の結果、地形や樹木等により風力発電機が視認されないと予測された地点から、風力発電機が視認されることのないよう、評価書作成までに改めて調査結果を確認すること。

また、風力発電機が予測より広い範囲で視認される可能性があることは住民説明会等により周知を図り、その上で景観に対する意見が寄せられた場合は、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮し、景観への影響低減を図ること。

## 9 廃棄物等について

- (1) 廃棄物を事業場内外で一時的に保管する場合は、関係法令に基づき、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により流出や地下浸透しないよう適切に行うこと。
- (2) 準備書の事業計画では木くず等（伐採木）を木質チップによりリサイクルしているが、場内で再利用する場合は、現場において必要と認められる量及び用途に限定すること。また、それ以外は産業廃棄物に該当することから事前に廃棄物処理法を所管する宮城県等の指導を受けること。

## 10 放射線の量について

- (1) 宮城県七ヶ宿町は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく汚染状況重点調査地域に該当することから、事業の実施に先立ち、対象事業実施区域内の複数地点において空間線量等を測定して施工上の安全を確認し、事業に伴う工事の際は散水等の粉じん防止措置を講じること。

また、調査の結果、高い放射線量が確認された場合は、事業の実施により放射性物質を含む土壌や廃棄物が対象事業実施区域の周辺に拡散・流出を防止する環境保全措置を講じること。

なお、環境保全措置については、「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（平成27年、環境省）等を参考に、放射性物質を含む粉じんの発生、降雨による放射性物質を含む表土の流出、高濃度の放射性物質を含む濁水の発生及び廃棄物の発生を可能な限り抑制するよう、十分に検討すること。

- (2) 事業に伴う工事及び風力発電所の供用に伴い、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物が発生した場合の処理計画について、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき検討し、評価書に記載すること。

- (3) 供用中の沈砂池の浚渫等に伴う土砂は放射能濃度を測定し、濃度が高い場合は場外への流出を防止する等の措置を講じるなど、適切に対応すること。

#### 11 電波障害について

風力発電所の供用開始に伴い、対象事業実施区域周辺の電波環境に予期しない影響が及ぶ可能性があることから、影響が確認された場合は追加の環境保全措置を検討すること。

#### 12 その他

- (1) 環境影響評価法以後の手続きは、各関係法令の規定に従い、必要に応じて関係機関の指導を受けること。
- (2) 落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告例を踏まえ、発電所供用中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止後の環境回復措置等について十分に検討すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺に治山施設が存在するため、事業実施に当たっては、治山施設に影響が及ばないようにすること。
- (4) 風力発電所の設置に伴う、温室効果ガスの削減効果を評価書に記載すること。

なお、火力発電所から発生する温室効果ガス量との比較に加え、運転終了までの期間で、森林伐採の結果減少した温室効果ガス吸収量の推定値も併せて記載すること。